

2024年7月1日時点で再生資源物の

屋外保管を行っている事業者の皆様へ

「越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例」が

2024年7月1日から施行されます。

○ 再生資源物

使用を終了し、再生資源として収集された金属、プラスチック等が対象になります。ただし、廃棄物や中古利用される電化製品やプラ容器、食器などは対象になりません。

○ 屋外保管事業場

事業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物の保管（再生資源物の破碎、選別、積替えその他の作業を含む。）をする場所を言います。

2024年7月1日 ~ 9月30日

7月1日時点で再生資源物の屋外保管を行っている事業者は、9月30日までに「従前の屋外保管事業者である旨の届出」が必要です。

上記の届出後 ~ 12月31日

裏面の再生資源物の保管基準に適合させたうえ、12月31日までに「屋外保管事業場の構造等の届出」が必要です。この届出がない場合は、無許可での屋外保管事業場の設置として罰則が適用される可能性があります。

さいせいしげんぶつ ほかんきじゅん
再生資源物の保管基準

- (1) 屋外保管の場所の周囲に囲いを設置すること。
- (2) 屋外保管事業場に関する必要事項を表示した掲示板を設置すること。(図1)
- (3) 再生資源物の崩落・飛散防止、汚水の流出・地下浸透、悪臭を防止するために必要な措置をとること。
 - ・再生資源物の荷重が、囲いに直接かかる場合は、囲いが構造耐力上安全であること。
 - ・容器を用いずに保管をする場合の高さは、図2のとおりとすること。
 - ・屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続する排水溝その他の設備を設けること。
- (4) 火災の発生若しくは外部への延焼を防止するため、下記のような措置をとること。
 - ・火災の発生源となる可能性のあるものを可能な範囲で回収し、適正に処理すること。
 - ・保管の場所の一区画当たりの面積は200平方メートル以下とすること。
 - ・隣接する区画の間に火災の延焼を防ぐことが可能なコンクリート塀等がない場合は、2メートル以上の間隔を空けること。
- (5) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合は、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置をとること。
- (6) ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう必要な措置をとること。

再生資源物の屋外保管事業場	
許可年月日及び 許可番号	
許可の期間	
屋外保管 事業者	氏名
	連絡先
現場責任者	氏名
	連絡先
保管する再生資源物の 種類	

60 cm以上

図1 掲示板イメージ

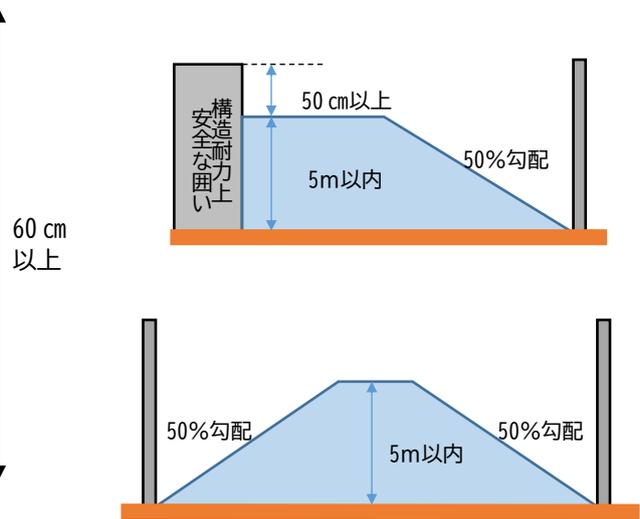


図2 保管の高さ

問い合わせ

越谷市環境経済部廃棄物指導課
越谷市越ヶ谷四丁目2番1号(第三庁舎4階)
TEL: 048-963-9188 FAX: 048-963-9175

届出の様式や条例の詳細は
こちらをご確認ください

